関係所属長　殿

交指発第１５号
令和７年１月24日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

白バイ乗務員の運用等について（通達乙）

白バイ乗務員の任用や安全確保に向けた取組については、「白バイ乗務員の運用及び殉職・受傷事故防止対策の更なる推進について（通達乙）」（令和３年７月６日交指発第159号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、引き続き下記のとおり、白バイ乗務員の安全確保に向けた取組を実施することとしたので、適正に推進されたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

１　白バイ乗務員の任用に関する考え方

白バイ乗務員については、一定の基準、条件等を設定して任用しているところであるが、本人の希望や所属の推薦を過信することなく、年齢、身体・運動能力、大型二輪免許取得状況・運転経験年数、各種検定等の取得状況、運転技術、勤務実績に加え、過去の交通事故歴等を総合的に判断して、厳格に選定するほか、特に、次の点に留意して、真に白バイ乗務員にふさわしい適性を有する者を任用すること。

(1)　実務経験

白バイ乗務は、補助者がなく単独による職務執行が主体であることから、運転技術もさることながら、周囲の状況等を的確かつ客観的にとらえることができる判断力に加え、単独で職務を執行することができる実務能力が求められる。

よって、可能な限り、交通指導取締り又は交通事故事件捜査に関する十分な実務経験を有する者の中から任用すること。

(2)　性格

性格は、運転技術や身体・運動能力と同様、白バイ乗務員としての適性を判断する上での重要な要素の一つであることから、冷静沈着で、感情的に安定しているかなどの点を面接や適性検査のほか、警察学校当時の教官や所属の上司等から意見聴取するなど多面的に掌握して見極めを行うこと。

(3)　任用前における研修等の実施

白バイ乗務員として任用する前に、白バイ任用専科等の研修、教養訓練等を実施しているところであるが、これらは、新規に任用する白バイ乗務員の

適性を見極める上で、極めて重要な機会であることから、研修期間や内容が見極めに十分なものになっているか確認の上、必要に応じ見直すこと。

(4)　再度の任用

過去に白バイ乗務の経験を有する者を再度任用する際には、白バイの乗務歴（経験年数）の長短のみをもって判断することなく、年齢、白バイ乗務を外れていた期間及び理由のほか、再度の任用を検討する時点における候補者の実務能力及び身体・運動能力に関しても考慮すること。

2　訓練指導等について

(1)　新任訓練の内容、期間等

新たに白バイ乗務員として任用した者（以下「新隊員」という。）に対する訓練については、危険予知をはじめとした白バイ乗務に必要な運転技術等を確実に修得することができる内容となるよう、必要に応じ、訓練基準を見直すほか、訓練期間を終了した後であっても、白バイ乗務員として必要な運転技術等の水準に到達していないと認められる者に対しては、訓練期間を延長し、個別指導を実施すること。

(2)　同行指導

新任訓練の一環として行われている同行指導が終了した新隊員についても、乗務経歴がおおむね３年を経過するまでの間は、運転訓練指導員等による定期的な同行指導を実施して、危険予知に必要な運転技術、交通指導取締り要領等に関する問題点が認められた場合は、是正に努めること。

特に、同行指導する運転訓練指導員等にあっては、新隊員の運転技術や性格を十分把握した上で、新隊員の安全管理を第一義として、段階的な運転技術の向上が図られるようきめ細やかな同行指導を行うこと。

(3)　現任訓練の内容

白バイ乗務員の現任訓練については、基本走行訓練を始め危険回避訓練等各種訓練を行っているところであるが、実際の交通指導取締り時、特に追跡（尾）時に求められる、加速状態からの回避制動、サイレン・マイクの活用、無線通話等を訓練に盛り込むなど白バイ乗務員の活動実態に即した、より実践的な訓練が行われるよう配意するとともに、白バイ乗務員としての適性（身体能力、運転技能、判断力等）が維持されているかについても定期的に審査等を実施すること。

特に、速度違反取締り時における停止状態からの急加速発進の危険性を認識させる訓練及び教養についても確実に実施すること。

(4)　オフロード二輪訓練について

新任訓練及び現任訓練の一環として行われるオフロード二輪訓練について

は、訓練参加者の運転技能に応じた訓練の段階的な実施を心掛けるとともに、オフロード二輪訓練に適した装備資機材を確実に着装すること。

3　装備について

白バイ乗務員全員に対するエアバッグジャケットの配備、ドライブレコーダーやウェアラブルカメラ等の装備資機材の整備促進を図ること。

幹部にあっては、エアバッグジャケットの適切な着装やドライブレコーダーの確実な作動・録画について平素から指導・点検を実施するとともに、高度警察情報通信基盤システム（PⅢ）等の各種情報通信機器を白バイ乗務員が有効活用できるよう教養を実施すること。